

平成28年8月25日

新潟県国民健康保険診療報酬審査委員会

「廃用症候群」に対するリハビリテーション料の算定について

国保審査委員会の運営につきましては、平素より格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月の診療報酬改定により、廃用症候群リハビリテーション料が新設され、今までの脳血管疾患等リハビリテーション料（廃用症候群の場合）の対象患者に加え、「長期臥床による運動器廃用」による運動器不安定症も対象患者に加わり、また、急性疾患等に伴う安静については、「治療の有無は問わない」とされたところです。

今まで厚生労働省の診療報酬改定検証に係る調査等をもとに脳血管疾患等リハビリテーション料（廃用症候群の場合）の算定は3単位/日、期間は3か月～6か月程度としてきたところではありますが、今改定で新設された廃用症候群リハビリテーション料を対象とした調査結果は現時点では出ていないこと、新設されたりハビリテーション料は、算定上限日数が180日から120日に短縮され、今まで以上に短期間に集中的なりハビリを行い、機能の回復を目指す必要があるとの指摘があることから、今後は1日2～4単位（概ね3単位）と言った目安を設けるのではなく、評価票の内容を審査の参考としながら、レセプトごとに算定単位の妥当性を判断することと致しますので、ご連絡申し上げます。

なお、「3単位/日程度」「算定期間は3～6か月程度」との審査基準は設けませんが、「病態に即した治療を行う」といった観点より審査を行った結果、医学的判断によりリハビリの単位数が過剰とみなされる場合もございますので、今後とも請求の際にご留意いただければ幸甚に存じます。